

接続サービス約款

第1条（約款の適用）

1. この接続サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、株式会社ボナファイド（以下、「当社」といいます。）が提供するインターネット接続サービス（以下、「本サービス」といいます。）に適用されるサービス別約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定めるボナネット基本約款（以下、「基本約款」といいます。）及び本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（「接続サービス」の内容）

1. 当社が提供する「接続サービス」とは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本/西日本」といいます。）あるいはその他の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに対応し、主としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うものです。対応する電気通信サービスは、別紙の電気通信サービス一覧に記載されております。また、各電気通信サービスは、利用者の責任と費用によって準備されるものとします。
2. 前項で定める接続サービスは、利用申し込みを希望する利用者が、当社が指定する利用条件を満たし、かつ当社が別途指定する手続に従って申し込み、当社がこれに承諾を行い、手続きを完了した時から利用できるものとします。
3. 当社は、以下に定める種別の接続サービスおよびオプションサービスを提供します。また、接続サービスおよびオプションサービスの種別を追加する場合は、当社が運営するWeb ページその他の媒体で通知するものとし、その対応時期についても同様とします。
4. サービスとオプションは別紙またはホームページに掲載のとおりです。料金は別途個別契約によるものとします。

第3条（条件）

1. 当社は善良なる管理者の注意義務をもって接続サービスを提供いたしますが、データのサーバへの転送速度またはインターネット・Web ページのコンピュータ端末での表示速度等、当社の提供するサービスが会員の希望する水準を満たしていない場合においても、当社は利用者に対して責任を負わないものとし、利用料金の返金等の責を負わないものとします。
2. 当社は、別紙に定める接続サービスにお申し込みいただいた利用者を、基本約款および本約款にご同意いただいたものとみなします。

第4条（料金）

1. 接続サービスの利用料金額は、別途個別契約に定めるものとします。
2. 支払方法も同様に、別途締結した個別契約に定めるものとします。

第5条（その他）

1. 利用者は、基本約款に基づき解約あるいは利用者資格を失った場合、接続サービスの利用は当然にできなくなるものとします。
2. 接続サービスの利用について本約款に定めのない事項は、基本約款が適用されるものとします。

附則

本約款は2024年11月1日より改定実施するものとします。